

中核的介護人材の育成支援モデル事業公募要領

1 実施主体（応募主体）

社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、その他の法人

2 応募要件

次のすべての要件を満たす法人とする。

- ・ 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ・ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。
- ・ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ・ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。

3 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

※ 事業実施団体の採択日が4月1日を超える場合は、採択日以降に実施する事業に係る経費についてのみ補助する。

4 対象事業

(1) 事務局の設置

実施主体は、事業の円滑な実施に向けて、事業全体の運営・進捗管理を行うための事務局を設置する。

なお、本事務局は、事業の実施に当たり、主体的に活動することとし、モデル対象となった事業者（以下「モデル事業者」という。）と密接にコミュニケーションをとり、事業者の実態や課題に応じた伴走支援等を積極的に検討、実施し、課題整理等を行うこととする。

(2) モデル構築

① 検討委員会・支援チームの設置

- ・ 実施主体の事業内容に対して客観的な立場から技術的・専門的助言等を行う検討委員会を設置すること。
- ・ 検討委員会は、事業目的に応じて、学識経験者、有識者、職能団体、事業者団体等で構成するものとする。
- ・ 検討委員会による専門的知見を踏まえて、事業内容を決定すること。
- ・ モデル事業者に対して、中核的役割を担う人材に必要となるスキルや研修体系等の環境整備等の支援を行うための支援チームを設置すること。

- ・ 支援チームは、事業目的に応じて、学識経験者、有識者、有資格者等で構成するものとする。また、モデル事業者の実態や課題に応じて、構成や人数を変更することも可能とする。

② 伴走支援等を通した育成環境の構築等支援

- ・ 事務局は、介護事業者において中核的役割を担う人材に関する先行研究等のデスクリサーチや先行して取組を行っている事業者があればその事業者から事前にヒアリング等を行い、予め当該人材に必要なスキルや役割等の仮説を立て整理しておく。その際、検討委員会等において専門的な助言等を受けること。
- ・ モデル事業者の選定（対象者数も含む）にあたり、地域性や事業者規模も考慮すること。また、検討委員会等において専門的な助言を受け、決定すること。
- ・ モデル事業者における中核的役割を担う人材育成のための実態・課題等を把握する。
- ・ 支援チームは把握した実態・課題等に基づき事業者や職員の意向等を踏まえた育成のためのキャリアパスや必要な研修等のプラン作成、事業所の目指すべき方向の見える化、その他育成環境を整備するための必要な助言や支援等を行う。また、支援回数については、モデル事業者の状況によりモデル事業者、支援チーム、事務局にて協議のうえ決定すること。
- ・ 事務局は支援のための日程調整や記録等支援に必要な対応を行うとともに、当該支援実施前に立てた仮説の検証等や地域性・規模等も踏まえた中核的な役割を担う人材に必要なスキルや研修体系、育成に必要な環境整備等について整理を行い、その効果等についてもあわせて把握すること。

(3) モデル事業の実施状況等を踏まえた研修等による横展開

モデル事業の検討・実施過程を踏まえ、事業者が中核的な役割を担う人材の育成を行う環境整備を図るための事例集等を作成する。

また、この事例集等を活用し、関係団体や都道府県等自治体とも連携した研修会若しくはシンポジウム等を行い、全国への横展開を行う。

(4) 成果の報告

実施主体は、事業で得られた成果を報告書に取りまとめる。

その他詳細について、実施要綱を参照すること。

5 事業実施上の留意事項

- (1) 実施主体は、事業実施に当たり、当室に対して定期的な連絡及び協議を行い、当室の指示に従って事業を遂行すること。
- (2) モデル事業者の選定については、当室と協議を行うこととする。

- (3) 実施主体は、支援先のモデル事業者や、支援チーム、検討委員会等の関係者間で相互に連携を図りながら事業を遂行すること。
- (4) 実施主体は、職能団体や事業者団体、地方公共団体等と連携を図ること。
- (5) 本事業により作成された成果物は、補助事業終了後の活用方法を当室に協議すること。
- (6) 成果物作成に当たっては、情報の正確性や個人のプライバシーに十分配慮した上で行うこと。

6 補助基準額及び対象経費

(1) 補助基準額

50,181千円（上限額）

（消費税等、本事業に係る一切の費用を含む。）

(2) 補助率

定額（対象経費の10／10）

(3) 補助対象経費

報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）

7 公募手続

(1) 提出書類 ※

＜事業実施計画に係る書類＞

- 中核的介護人材の育成支援モデル事業への応募について（別紙様式1）
- 企画提案書（任意様式）
- 所要額調書（別記1）
- 対象経費支出予定額算出明細書（別記2-1）
- 対象経費支出予定額算出明細書（委託料の内訳）（別記2-2）
- 実施計画書（別記3）
- 人件費、旅費、諸謝金の支給基準（所要額内訳書を作成するにあたり積算に用いた資料）

＜実施団体の概要、活動状況に係る書類＞

- 団体の概況書（別記4）
- 定款
- 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書

<実施団体の経理状況に係る書類（作成済みのもの）>

- 令和8年度収入支出予算（見込）書抄本（様式なし）
- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書（様式なし）

<ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する書類>

以下の書類のうち、該当するものがあればすべて添付すること。

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ※労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。
- ・ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
 - ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
 - ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画策定届（一般事業主行動計画の計画期間が満了していない計画を策定した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下）に限る。）
- ※ 応募書類はA4サイズとし10部及び当該データの電子媒体（U.S.Bメモリを除く。）を1枚提出すること。

（2）提出期限

令和8年3月9日（月）【郵送必着】

※ 持参の場合は、AM10:00～12:15、PM1:15～5:45のみ受付

（入館手続きが必要となるので、持参日の前日までに電話で社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室に連絡すること。）

※ 提出期限を経過して届いた応募書類は受け付けないので、提出期限の厳守について特に留意すること。

（3）提出先及び問合せ先

郵便番号 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

マンパワー企画係宛

TEL：03-5253-1111（内線：2597）

FAX：03-3591-9898

※ 封筒表面に、赤字で「『中核的介護人材の育成支援モデル事業』応募書類在中」と記載のこと。

8 事業採否の決定方法について

(1) 事前審査について

事務局の事前審査において、次のいずれかに該当する場合は、評価委員会の意見を聴いた上で、不採択とする。

(ア) 令和9年3月31日までに終了しない事業である場合

(イ) 事業内容が、本公募要領のほか、別途定める実施要綱の内容と明らかに合致していない場合

(2) 評価委員会による評価について

応募のあった事業のうち事前審査において問題がないものについては、別に定める評価委員会設置要綱に基づく評価委員会において総合的な評価を行い、採否を決定する。

(3) 結果の通知等

審査結果の通知については、採否決定後、書面にて行う。

(4) その他

・ 評価は非公開で行う。

・ 提出された企画書等は返却しない。

・ 実施団体の決定について、個別の問い合わせには応じない。

9 補助金執行の適正性確保について

(1) 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰されることがあるので、適正執行に努めること。

(2) 事業実施に際しては、収入及び支出状況が分かる通帳を適切に管理し、収入及び支出についての証拠書類(契約書、旅費等の領収証)については、事業終了後5年間、実施主体において保存すること。

(3) 本事業の実施にあたっては、本公募要領のほか、別途定める実施要綱及び交付要綱によるものとする。